

第4回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年9月29日（金曜日） 開始 15:00 終了 17:00
会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員

12番 野邊 康德、20番 島田 正弘

議事日程

第1 報 告（解約） 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第 20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第4 議案第 21号 非農地証明願いについて
第5 議案第 22号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第6 議案第 23号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから、第4回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は『農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

議事録署名委員の指名

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
12番 野邊 康徳 委員
20番 島田 正弘 委員 をお願いします。

事務局

議案の訂正

議案書の訂正をお願いします。7ページをお開き下さい。議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号3番の1筆目の現況地目を原野と記載しておりますが、正しくは山林でありますので訂正をお願いします。続きまして、転用形態の欄に新規と記載がありますが、一部追認(始末書付)に訂正をお願いします。また、転用施設の欄記載の植林に（平成10年頃）を追記し、施設面積の欄にクヌギ20本植林済みの追記をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

議長（1番）

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

ただちに議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は5件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、農地売却が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第19号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請は、受付番号1番と3番の所有権移転に関する2件と2番の持分移転に関する1件であります。

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番から3番の3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、17番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

17番委員

議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、受人が自宅近くで家庭菜園がしたいため、県外在住の渡人から申請地を購入する計画です。申請地には、キャベツ70㎡、白菜70㎡、その他野菜210㎡、小ミカン、栗を作付け計画であり、全ての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしております。また、労働力については、本人が100日、妻が300日の従事計画であり、機械保有については、小型耕運機を所有し、必要に応じて近隣農家にトラクターで耕運してもらう計画であるため問題ないと考えます。申請地の周囲は、北側が受人宅地、東側が山林、西側は耕作なく保全管理されている農地、南側の農地については申請地より1mほど低い位置にあるため、面的集積には影響はなく、地域計画の作成にあたり、現在の「人・農地プラン」のエリア外であるため問題ありません。また、農薬の使用方法についても地域の防除基準を遵守し、定期的な草刈り作業を行うとのことですので何も問題ありません。以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番と3番の2件について、26番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号2番の持分移転に関する1件と受付番号3番の所有権移転に関する1件の合計2件であります。まず、2番につきましては、渡人は規模縮小のため受人である新規就農者と売買を行い、受人はすでに植栽されている、みかん、日向夏、ポンカン、不知火を申請地の共有者2名とともに管理される計画です。共有者も承諾済みであります。受人世帯においては、令和3年から2年間の農家研修を行っており、申請地の果樹を栽培管理するにあたっては、青年等就農資金を活用し作業機械を購入する計画であります。また、労働力についても本人が250日以上、妻も250日以上の従事計画であり、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていると考えます。また、申請地の周辺は山林であり隣接する農地はなく、農薬使用等についても問題ありません。次に、3番につきましては、渡人の離農により規模拡大する受人と売買し、水稻を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年水稻の作付けを行っており、農業従事状況についても本人が250日以上の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていると考えます。また、申請地の周辺は水稻地帯であり、農薬の使用方法等については地域の防除基準を遵守し、地域の農地の利用調整についても協力されるため何も問題ありません。以上、受付番号2番の持分移転の1件と受付番号3番の所有権移転の1件の合計2件を調査しましたが、農地法3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第19号、申請3件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第19号、申請3件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第19号、申請3件は許可することに決定いたします。

議案第20号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、受付番号1番から4番の所有権移転に関する4件について説明します。

農地法第5条第2項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番から4番の4件の申請地農地区分は、農用地域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号ロには該当しておりません。

事務局

したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番から4番の4件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われ
ます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、14番委員より受付番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説
明をお願いします。

14番委員

議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番と2番の2件で
ございます。まず、1番については、渡人が県外在住で管理できないため、受人が山林として管理していくも
のです。申請地には令和元年頃にクヌギが植林されており、始末書添付で申請されています。申請地図面の1
ページから3ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透ですが西側と南側には
道路側溝もあり問題なく、東側の宅地の境界にはブロックが設置されてあるため、土砂流出の恐れもないと思
われます。次に2番については、製材用丸太等の素材生産量の増産のために、受会社が山林として管理してい
くものです。申請地には昭和45年頃に杉が植林されており、始末書添付で申請されています。申請地図面の
4ページから6ページをお開きください。申請地周囲は山林で隣接する農地はなく、雨水はこれまでどおり自
然浸透で問題ないと思われ
ます。以上、受付番号1番と2番の2件について調査しましたが、農地法第5条第
2項各号に該当しておらず、2件すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろ
しくをお願いします。

議長（1番）

次に3番と4番の2件について、11番委員より説明をお願いします。

11番委員

議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号3番と4番の2件で
ございますが、転用目的及び受人が同じでありますので一括して報告します。この2件の申請地は、周辺の原
野化に伴い耕作困難となったため、平成10年頃に一部クヌギの植林に至っており、今回、新たに杉を植林し
山林として管理していくため、始末書添付の上申請されたものです。申請地図面の18ページから20ペー
ジをお開き下さい。申請地周辺は原野であり隣接する農地はなく、雨水についても自然浸透で何も問題ないと思
われます。以上、受付番号3番と4番の2件について調査いたしましたが、農地法第5条第2項各号に該当し
ておらず、この2件すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。

11番委員

ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第20号、申請4件について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第20号、申請4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第20号、申請4件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第21号：非農地証明願いについて

議長（1番）

次に議案第21号、非農地証明願いについて、受付番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第21号 非農地証明願いについては、受付番号1番の1件を説明します。

非農地証明願につきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第2条第1項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために農地以外の地目に変更するための証明願となります。
受付番号1番の1件につきましては、昭和51年7月5日施行『宮崎県証明書交付手続要領』にあります非農地認定基準の10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち、

（ア）農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと

（イ）農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと

（ウ）集団性のある優良農地でないこと

事務局

に該当する申請となっております、申請書類上におきまして問題ないと思われま
す。皆さんのご審議をお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、12番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお
願いします。

12番委員

議案第21号、非農地証明願いについて、私の担当区域は受付番号1番の1件でございます。1番について、
申請図面の10ページから13ページをご覧ください。申請地の現況は原野であり、申請地周囲も北側は雑種
地ですが、東側、西側、南側は原野であります。現地を確認したところ、10年以上耕作放棄され将来
的にも農地として使用することが困難な土地であり、また、集団性のある優良農地もありませんでした。
以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、非農地証明書の発行の要件をすべて満たしているため何
も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第21号、申請1件は非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第21号、申請1件は非農地とすることに決定し、証明書を発行
いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長（1番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ
市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正され、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ変更されましたが、農業経営基盤強化促進法附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条各号により、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるため、令和5年9月分も引き続き農地利用集積計画の審議をお願いします。それでは令和5年9月分につきましては、串間市長より令和5年9月22日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第22号、所有権移転が10件、面積が83,900.2㎡、議案第23号、利用権設定が6件、面積が9,963㎡でございます。また、議案第22号、受付番号9番と10番、議案第23号、受付番号4番から6番の備考欄に認定新規就農者申請中（令和5年9月下旬認定予定）と記載しておりましたが、令和5年9月21日に認定されたことを申し添えます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議長（1番）

議案第22号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号1番から10番の10件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号1番から10番の10件について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること

第2号イ）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号1番から10番の10件については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われま

事務局

また、受付番号6番については、農業用施設用地とする申請ではありますが、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱別紙9、第1の2」において、

(1) 開発事業の実施が確実に認められること

(2) 農地転用に伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可基準上許可し得るものであると認められること

(3) 農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農振法に基づく開発行為の許可基準上許可し得るものと認められること

の確認が必要であります。申請書類の審査において、事業実施が確実に認められること、議案第20号で説明のありました農地法5条第2項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由に該当していないと思われま。次に、申請地農地区分は、「農用地区域内にある農地」であることから、不許可の事由に該当することになります。令和5年8月31日付で農振農用地区域内において農業用施設用地への用途変更が完了しているため、問題ないと思われま。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、10番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いしま。

10番委員

議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号1番の1件を報告しま。1番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号1番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いま。

議長（1番）

次に2番から4番の3件について、9番委員より説明をお願いしま。

9番委員

議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号2番から4番の3件を報告しま。この3件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号2番から4番の3件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いま。

議長（1番）

次に5番から8番の4件について、16番委員より説明をお願いしま。

16番委員

議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号5番から8番の4件を報告します。この4件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるものです。また、受付番号6番については、農業用施設用地として用途変更が行われ、申請地には貯蔵庫が設置されておりますが、引き続き食用かんしょ農家が譲り受け管理されるとのことでした。周辺農地には茶や飼料が作付けされておりますが、北側と西側には水路があり、東側と南側には2mから3mの間隔があるため、雨水及び土砂流出の恐れはないと思われまます。以上、受付番号5番から8番の4件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に9番と10番の2件について、26番委員より説明をお願いします。

26番委員

議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号9番と10番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号9番と10番の2件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第22号、申請10件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第22号、申請10件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第22号、申請10件は承認し市へ通知いたします。

議案第23号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

次に議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分がありますが、審議に入ります前に19番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 19番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号は、受付番号1番から6番の6件であります。先に2番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分は受付番号1番から6番の6件であります。先に2番の1件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第22号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、9番委員より受付番号2番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

9番委員

議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号2番の1件になります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農用地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第23号、受付番号2番の1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第 2 3 号、受付番号 2 番の 1 件を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 2 3 号、受付番号 2 番の 1 件は承認し市へ通知します。
暫時休憩します。

(1 9 番委員 入室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第 2 3 号、先ほど審議しました受付番号 2 番を除く、1 番と 3 番から 6 番の 5 件を議題といたしまして
審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

受付番号 2 番を除く、受付番号 1 番と 3 番から 6 番の 5 件について説明します。
事務局によります申請書類の審査において、受付番号 2 番で説明いたしました「農用地利用集積計画の承認
の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件をすべて満たしていると思
われます。また、受付番号 4 番については所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人
である所有者が死亡している場合には、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 4 号の規定により、所有
権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が 2 0 年を超えない利用
権設定の場合には、所有権を有する者の 2 分の 1 を超える同意が得られていけば足りるとなっております。受
付番号 4 番につきましては、契約期間が 2 0 年を超えておらず、所有権を有する者の 2 分の 1 を超える同意が
得られているため該当要件を満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございま
す。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、9 番委員より受付番号 1 番の 1 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願
いします。

9 番委員

議案第 2 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域であります受付番号 1 番の 1 件について報告します。1 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（1 番）

次に 3 番の 1 件について、2 1 番委員より説明をお願いします。

2 1 番委員

議案第 2 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域であります受付番号 3 番の 1 件について報告します。3 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（1 番）

次に 4 番から 6 番の 3 件について、2 7 番委員より説明をお願いします。

2 7 番委員

議案第 2 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域であります受付番号 4 番から 6 番の 3 件について報告します。この 3 件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 2 3 号、受付番号 1 番と 3 番から 6 番の 5 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 3 号、受付番号 1 番と 3 番から 6 番の 5 件を承認してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第23号、受付番号1番と3番から6番の5件は承認し市へ通知いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
以上を持ちまして、第4回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和5年9月29日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

12番 野邊 康德

20番 島田 正弘